

農林水産本省発注者綱紀保持委員会設置要領

1 趣旨

公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することが求められている。

このため平成19年7月31日付けで制定された農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号。以下「規程」という。）第9条において、発注者綱紀保持委員会を設置することとされたところである。

このことから、内局（規程第2条第5項に規定された内局をいう。以下同じ。）及び外局（施設等機関及び地方支分部局を除く。）に「農林水産本省発注者綱紀保持委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
- イ 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
- ウ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
- エ 施設等機関、地方支分部局及び農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターに設置する発注者綱紀保持委員会の調査審議結果に係る総合調整に関する事。
- オ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。

3 委員会の構成

- (1) 委員は、別紙のとおりとし、委員長は大臣官房長とする。
- (2) 特定の事項に限定した調査審議を行うため委員会に小委員会を設置することができる。
- (3) 小委員会に属する委員は、委員長が指名する。
- (4) 小委員会に属する委員の中から、小委員会の委員長を互選するものとする。
- (5) 必要に応じて、委員会及び小委員会に外部委員を置くことができる。
- (6) 外部委員を置く場合は、学識経験のある者のうちから、委員長が委嘱する。
- (7) 外部委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- (8) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

4 定例会議

- (1) 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度2回開催する。
- (2) 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。
- (3) 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

5 随時会議

- (1) 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委

員の出席を求めることができる。

(3) 随時会議は非公開とする。

6 公表方法

本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする。

7 委員会の庶務

委員会の庶務は命を受けて農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）第 17 条第 1 号（予算の執行及び会計に係るものに限る。）及び第 2 号から第 9 号までに掲げる事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制）以下「大臣官房参事官（経理）等」という。）において行う。ただし、小委員会に関する庶務については、小委員会で調査審議する事項を所掌する機関の主管課において行う。

附 則

この処理要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この処理要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別 紙

農林水産本省発注者綱紀保持委員会委員

委員長	大臣官房長
幹事	大臣官房秘書課長
幹事	大臣官房予算課長（命を受けて農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第17条第1号（予算の執行及び会計に係るものに限る。）及び第2号から第9号までに掲げる事務を掌理する者がある場合にあっては、その者）
幹事	大臣官房地方課長
幹事	農村振興局総務課長
幹事	林野庁林政部林政課長
幹事	水産庁漁政部漁政課長
委員	大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
委員	大臣官房統計部管理課長
委員	消費・安全局総務課長
委員	輸出・国際局総務課長
委員	農産局総務課長
委員	畜産局総務課長
委員	経営局総務課長
委員	農林水産技術会議事務局研究調整課長
委員	林野庁国有林野部管理課長
庶務	大臣官房参事官（経理）等